

制定日：2020.7.3

ポスター表彰規程

(目的) この規約は(公社)江戸川区薬剤師が主催するくすりの正しい使い方ポスター展」の選考について必要な事項を定めることにより、選考を厳正かつ円滑に行うことを目的とする。

(ポスター選考委員の構成)

第1条 学校保健委員会委員長は江戸川区立中学校美術教諭または区立小学校美術教諭（以下「美術教諭」という）から1名および学校薬剤師の中から選考委員を選任し、選任された委員によりポスター賞選考委員（以下「選考委員」という）を組織する。ただし、審査に必要な委員数を確保できない場合は、本会理事から委員を必要人数選任する。企画担当副会長が選考委員会の委員長を務める。

(選考基準)

第2条 選考委員会は、次の項目を選考の要素とし別紙選考基準に従い審査を行う。

- (1) コンクールの主旨に適合した作品
- (2) 着眼点がよく、その独創性、萌芽性のある優れた作品。
- (3) わかりやすく理解されやすい作品。

(選考方法)

第3条 ポスターを応募部門にしたがって、小学校低学年・小学校高学年・中学校の3グループに分け、美術教諭による一次選考を行う。一次選考者を佳作候補者とする。

2. ポスターを応募部門にしたがって3グループに分け、学校薬剤師10人をもって二次審査にあたる。

3. 二次選考は、各部門30作品を上限に佳作を選考する。ただし、応募作品数により選考数は変更出来るものとする。さらに所定の投票票により会場の全ポスターを採点し、部門毎に5点を投票し、その得票数を得点とする。部門ごとに上位5作品を優秀賞候補として得票数と合わせ、学校保健委員会委員長に提出する。

4. 学校保健委員会役員で二次審査の得点にしたがって順位を付け、上位2作品を三次審査候補として選考する。

5. 三次候補作品を江戸川区教育長・江戸川区薬剤師会会長により協議し、教育委員会賞・江戸川区薬剤師会会長賞を選考する。

(改正)

第4条 この細則の改正は理事会で決定する。

制定日：2020.7.3

公益社団法人 江戸川区薬剤師会
くすりの正しい使い方ポスター展 選考基準

別紙

		項目	評価の観点	配点
1	健康啓蒙	薬局・薬剤師への仕事理解	・かかりつけ薬剤師・薬局・健康サポートなどの施策	20点
		薬に対する知識	・医療用医薬品・市販医薬品など医薬品の区別	15点
			・薬の管理（お薬手帳・電子お薬手帳を含む）について	20点
		薬を服用する理由の理解	・薬のリスク	20点
			・病気と薬の関係	20点
2	ポスター要素	標語	・独創性、創造性	20点
		イントロダクション	・問題提起	10点
		総合	・標語と絵の整合性	20点
			・的確で分かり易いか	20点
			・遠くからでも見やすい	20点
			・情報過多にならない	15点

合計 200点